

2026年度 国分寺市民スポーツサークル登録について

国分寺市体育施設指定管理者

- ・登録期間 2026年4月1日（提出日による）～2027年3月31日
- ・提出書類
 1. 国分寺市民スポーツサークル登録申請書（兼活動調査書）
 2. 会員名簿／他団体・サークル加入状況調査書
(※活動する会員全員分が記載されていること。変更時は申請し、隨時差替えを提出すること。)
 3. 使用料減免申請書（2種類）
 4. 会則（A4サイズ自由様式）
 5. 会員募集申請用紙（任意）
 6. 予約システム（ID）利用登録等申出書（毎年要更新）提出時身分証明書要確認

※手書きの場合は黒のボールペンを使用し、楷書で記入してください。

※書類は提出日現在の状況を正確に記入し、原本を提出してください。

※記載内容に不備・偽り等がある場合は、承認できません。
- ・申請受付 **●受付開始 2026年 1月 4日（日）～
<第1回締切> 2026年2月15日（日）17:00**

※2/15までに申請し、承認された分は、申請した窓口で3/25(水)以降に登録証等承認書類をお渡しできるよう準備いたします。必ず受取りにお越しください。

※2/16～4/15の提出は第2回締切分として5/1から承認。
以降の申請は毎月15日締切り、翌月初営業日から承認。

※登録承認後、窓口で施設使用料をお支払いいただく際は、必ず登録証を提示してください。
登録証の提示がない場合は、減免での使用申請を受け付けることができません。
- ・提出先 市民スポーツセンター/市民ひかりスポーツセンター/市民室内プール(各休館日除く)

★登録期間中に代表者や会員の変更等が生じた場合は、必ず変更申請をしてください。

★学校施設を使用する団体も、スポーツサークル登録をしてください。

★学校施設を使用する団体は、学校へ連絡して使用状況、利用申請方法等を確認してください。

〈市民スポーツサークルの登録条件〉

1. 10名以上の決まった会員で構成され、市内在住・在勤・在学者がその8割以上であること（**学校の部活動を除く**）。会員名簿には構成員全員の記載があること。
 2. 会員のうち、他の同一登録団体に所属している人数が半数未満であること。
 3. 会員からの会費によって運営され、指導者もしくは一部の者の営利を目的とした活動ではないこと。
 4. サークルの運営内容が明確な「会則」を有し、それに則って活動をしていること。
 5. 会員の増員に努めるなど、地域のスポーツ振興活動の推進に積極的であること。
 6. 使用ルールを厳守すること。
- ※ 上記の登録条件を再度ご確認の上、申請してください。
- ※ 登録後虚偽の記載等が発見された場合、または条件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことがあります。申請内容に変更があった際は、すみやかに変更申請を提出してください。

この用紙は申請者の控えです。会員全員で裏面も必ず確認し、大切に保管してください。